

令和 6 年豊能町議会 6 月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和 6 年 6 月 6 日（木）

豊 能 町 議 会

令和 6 年豊能町議会 6 月定例会議
総務建設常任委員会

年 月 日 令和 6 年 6 月 6 日（木）
場 所 豊能町役場 大会議室
出席委員 5 名
才脇 明美 秋元美智子 中川 敦司
管野英美子 小寺 正人

欠席委員 1 名 川上 勲

委員外出席 永 並 啓（議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
政 策 監	大西 隆樹	総 務 部 長	入江 太志
総 務 部 理 事	浅 海 毅	都 市 建 設 部 長	坂田 朗夫
都市建設部理事	大利 元樹	都市建設部次長	田中 克生
総合政策課長	山 内 拓	広報職員課長	奥 文 彦
総 務 課 長	田中 久志	行 財 政 課 長	寺倉 義浩
税 務 課 長	清 水 義 和	税 務 課 主 幹	泊 進
都市計画課長	吉 澤 亘	建 設 課 長	杉 本 崇
農林商工課長	中谷 康彦	環 境 課 長	中 井 哲
吉 川 支 所 長	竹内 弘明	会 計 管 理 者	石 井 慎 子

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 平 田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和6年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・ 第30号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- ・ 第31号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例改正の件
- ・ 第33号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（才脇明美君）

ただいまの出席委員は、5名であります。
定足数に達しておりますので、総務建設常
任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして、町長より挨拶
がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

はい。皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中御参集いただきまして
誠にありがとうございます。本日の総務建
設常任委員会では30号と31号、33号の議
案の関係部分につきまして審査をいただく
ことになってございます。詳細に御審査を
いただきまして、委員の皆様方に御理解を
賜りたいと存じますのでどうかよろしくお
願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりま
しての御挨拶とさせていただきます。よろ
しくお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとお
りでございます。

1. 令和6年豊能町議会6月定例会議付
託案件についてを議題といたします。

第30号議案、地方自治法の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係条例の整備に関す
る条例制定の件を議題といたします。提案
理由の説明を求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

おはようございます。総務課の田中です。

それでは第30号議案、地方自治法の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例制定の件につきまして御説
明をいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは議案書の31ページ、それから併
せまして概要説明資料及び新旧対照表をご
らんください。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

○総務課長（田中久志君）

本件の提案理由につきましては、地方自
治法の一部改正により条ずれが生じたため、
当該条文を引用する三つの条例について、
それぞれ必要な規定の整備を行うものです。

概要説明資料をごらんいただきたいと思います。

今回改正を必要とする条例は、豊能町監
査委員条例、町長等の損害賠償責任の一部
の免責に関する条例、豊能町下水道事業の
設置等に関する条例です。

改正内容につきましては、表に記載をし
ております三つの条例のかぎ括弧の条にお
いて引用する地方自治法の条文を改正前か
ら改正後に改めるものです。

なお附則といたしまして、条例の施行時
期は公布の日からとなります。

説明は以上です。よろしく御審査いただ
きまして、御決定賜りますようよろしくお
願い申し上げます。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。

条ずれということですが、それぞ
れに何が増えた、何が減ったということが
わかる範囲でお答えいただけますか。

○委員長（才脇明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課の田中です。

今回ですね、地方自治法が改正されたと

ということで、改正法によりまして指定公金事務取扱者制度というのが、新設されました。

もともとこの、先ほど申し上げました三つの条例、職員の賠償責任という部分を引用しておったんですけども、地方自治法の指定公金事務取扱者制度が新設されたことによりまして、条がずれていったというところで、条文が繰り下がりましたんで、その条ずれを生じるために引用か所を改正するというものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

ちょっと気になるんですけども、職員の賠償責任というのは何か増えたんですか。

○委員長（才協明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

この賠償責任が、何か増えたというものではございませんで、あくまでも今回町の条例を、特にその変更が生じて改正するというものではございませんで、地方自治法の改正があったもので条ずれが生じた、そういう理由でございます。

特に内容については、変わっておりません。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

条ずれだけなので、内容については変わってないということですけど。どこでしたっけ、損害賠償責任の一部免責という第2条のね、これは今まさに起こってることではないかと思しますので、ちょっと聞きたいんですけども。町長等の町に対する損害を賠償する責任は、町長等が職務を行うに

つき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令第何号に規定する云々とありますけど、そこの1行目から2行目にかけてのちょっと意味を説明していただけないでしょうか。第2条のね。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

この条例なんですけれども、故意というか、重大な過失が認められない場合の過失については、この条例に定める年収分までは免責するという規定になっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

故意にやったということと、重大な過失があると、この二つが入ってるとこの免責を受けないと、そういう意味やね。ということは、職務を行うにつき善意っていうことは、法律的には知らなかったということやね。それでいいんですか。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

目の前に、これ今後悪くなる状況が明白にわかっているのに、何も手をつけなかったとか、そういった場合は故意といいますか、善意じゃないというふうに判断されます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

善意いうのは知らなかった言うことやね、法律的に言うたらね。

そういうことでしょ、善意って。良い意味とかそんな関係ないですよ。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

善意というのは良いという意味ではなくて、こういう事態が起こりうることを一般的に予見し得なかったというようなことで、確かにそういった結果が起こっても致し方ないなという経過をたどったときというような形です。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

もう一つね、重大な過失っていうのはね、どういう意味かということをおっしゃいます。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

先ほども言いましたように、悪い結果がもう目に見えて、今後起こり得ると予見し得る状態であったのに、何も手をつけずに見逃したというような場合が想定されます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

世に言うね、善管注意義務っていうのがあるじゃないですか。こうじゃないよということ言ってるんですかね。善管注意義務、違反ではないと、そういうことやね。

○委員長（才協明美君）

善管注意義務違反って、どういう意味ですか。

善管注意義務はわかりますけど、ちょっ

とその専門用語をこちら法律家ばかり集まってるんじゃないですから、ちょっとその辺こうわかりやすく。

○委員長（才協明美君）

どうぞ。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ちょっと先にごめんなさい。小寺委員先に質問してますけども、ここの第2条とかがってのは誰が判断するかって、町の。じゃなくて、裁判なりそういう結果ですか、そのところはっきりさせないと。

町のほうが、これはこの2条に当たるとかっていうふうな状況ならば、今小寺委員が言ったように、こっちのほうもきちっと審議しなくちゃいけませんけど、この辺りどなたが判断するんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

ちょっと今日どういったケースが該当するか、どういった経過をたどって判断するかというのはちょっと持ち合わせておりませんので、またちょっと調べさせていただきます。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

ここの意味が重大なところやからね。重大な過失がないときっていうのは、善管注意義務違反じゃ、これには当たらんということをお願いしたいんですよ。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

すいません。その辺もちょっと改めてお調べし直した上で、また御回答させていただきます。

だきます。

○委員長（才協明美君）

はい、ほかにごいませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

小寺委員、よろしいですか。後日ということですね。

議案に直接関係のないことでございますので。では、後で報告お願いいたします。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員であります。

よって、第 30 号議案は原案のとおり可決されました。

第 31 号議案、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

おはようございます。税務課、清水です。よろしくお願いいたします。

第 31 号議案、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

では、着座にて説明させていただきます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、過疎地域を対象とした税制措置の適用期限が延長されたため、課税免除期間を令和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間延長するものです。

なお、施行期日に関しましては、令和 6 年 4 月 1 日に遡っての施行となります。

説明は、以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

令和 4 年 9 月に条例制定をされて、丁寧な説明をしていただきました。

製造業、農林水産物販売業等こういう企業が来てくれたらいいなと思ってるんですが、現在の対象件数は何件ですか。

○委員長（才協明美君）

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

この条例に、今該当してます実績はゼロ件です。

以上です。

○委員長（才協明美君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

議案と外れるかもしれませんが、今企業誘致とか、423 号緩和、花折街道府道等、賑わい創出事業をやっています。

今後そういうところでこの対象になったときは、この条例があたるということでよろしいんですか。

○委員長（才協明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

この優遇措置といいますか、そういったものについては、当然、いろんな形で皆さんに伝えていく必要があるのかなと。そういったことをすることによって、これいいねというような形で、もしかしたら入ってきていただけるようなことも想定できるのかなと思うんですけど、その辺りはきちっとやっておられるというふうに考えとったらいいますか。

○委員長（才協明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

今はちょっとホームページから下ろしてるかもしれませんが、この分をお認めいただきましたら、ホームページに再度上げさせていただきます。

以上です。

○委員長（才協明美君）

よろしいでしょうか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

この件はね、ちょうど株式会社コメリがピタっとはまる案件に相当するのかな。

○委員長（才協明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

課税免除となる業種につきましては、製造業や農林水産物等販売業などが該当します。

コメリさんにつきましては、課税免除となる業種には該当しませんので、該当はな

いんですけれども、そのお向かいのほうで、今、工事中の分につきましては製造業になりますので該当するのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そうすると、多分ですよ、多分 5,000 万円以上の資本金は、持ってはるのよね、多分ね。コメリぐらいになるとね。

○委員長（才協明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

税務課、清水です。

御指摘の企業さんについては、製造業や農林水産物等販売業。この農林水産物販売業といいますのは、すいません、直売所ですとかそれを使ったレストランが該当しますので、小売業には該当はいたしません。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい。清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

すいません、今小売業は該当しませんと言いましたのでちょっと訂正いたします。

農林水産物等販売業は、野菜の直販ですとか、それを使ったレストラン業が該当をいたしますので、今のところどのようなことをされるかはわかりませんが、一般的な見てる販売の中では、今直ちに該当するとは考えておりません。

○委員長（才協明美君）

はい、小寺委員

○委員（小寺正人君）

そうするとコメリさんは、土地は借りてるからそこには固定資産税かからないよね。該当するかしないか関係なしに。所有してる人が払うんやね、これね。固定資産税は

ね。

○委員長（才協明美君）

小寺委員、コメリには該当しないそうです。

○委員（小寺正人君）

免除しないんやね。

○委員長（才協明美君）

免除しないんです。

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

すいません。ちょっと先走ったことを申し上げましたので、訂正させていただきます。

一般的に近隣で営業されてるコメリさんは、そういった自家野菜の販売ですとかそれを使ったレストラン業をされておられますので、同じようなものを建てられるようでしたら該当しないのかなとは思いますが、もし、そのようなことをされるのであれば、直ちにその該当しないとはちょっと今は言い切れないと思いますし、ちょっと資本金がどれくらいあるかというのも今は調べておりませんので、ちょっと断定はできません。

土地は借りてはおられますけれども、家屋については建てられるということですので、もし該当すれば、該当になる可能性はあるかもしれません。

はい、すいませんちょっと今のところは何も資料ができてきておりませんので、すいません、ちょっと断定することはできません。

○委員長（才協明美君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

確認だけね、コメリさんは借りてるから固定資産税、土地については要らない。そもそも要らない。もし該当しないんだったら払ってもらわないかんわけやから、家屋

は払ってもらわないかんわね、固定資産税。

それと償却資産、これ払ってもらわないかんわね。

この二つが期待できるということで、コメリさんが出店しはったらね、もう免除しない。

○委員長（才協明美君）

はい、大西政策監。

○政策監（大西隆樹君）

はい、大西でございます。

とにかく、コメリについてはこの条例には恐らく該当しないということは、前もって調べておりますので、恐らく該当しないということになると思います。

コメリが、町に支払っていただく税金といたしましては、家屋の固定資産税、先ほどおっしゃったような償却資産に係るもの、そして、法人町民税というものがかかってくると思います。その三つが、コメリさんが豊能町に納めていただくことになるだろうというふうに考えております。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員であります。

よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

第33号議案、令和6年度豊能町一般会計

補正予算（第１回）の件（関係部分のみ）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

おはようございます。行財政課、寺倉です。

それでは、第 33 号議案、令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 1 回）の件につきまして、関係部分に係る提案理由を御説明申し上げます。

それでは S i d e B o o k s 内、豊能町議会、本会議、令和 6 年 6 月定例会議のフォルダー内、第 33 号議案、一般会計補正補正予算書をごらんください。

着座にて御説明申し上げます。

今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして、御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明いたします。

11 ページ目をごらんください。款 2．総務費、項 1．総務管理費、目 5．財産管理費の 1．庁舎等管理事業でございますが、本庁舎のキュービクル内部の高圧機器の更新にかかる費用の増を補正するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい。清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

同じく 11 ページをごらんください。目 6．企画費の 11．定額減税補足給付金給付事業 1 億 5,342 万円は、定額減税し切れないと見込まれる方へ給付を行うための補正を行うものでございます。

なお、この定額減税補足給付金給付事業は、交付金で措置される予定です。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

同じく補正予算書 11 ページ、目 6．企画費の 12 ですね、新たに住民税均等割非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯等支援給付金給付事業でございますが、国の総合経済対策に基づきまして、令和 6 年度において新たに住民税非課税となる世帯又は住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、一世帯当たり 10 万円を給付し、支援を行うための費用を補正するものでございます。

続きまして、補正予算書 12 ページでございます。目 9．電子計算費の 3．住民情報化推進事業でございますけれども、自治体情報システム標準化に伴う国のクラウドシステムへの接続に係る費用を補正するものでございます。

○委員長（才脇明美君）

中井環境課長。

○環境課長（中井 哲君）

はい、環境課の中井です。

それでは、環境課の所管する事業につきまして御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

補正予算書の 13 ページをごらんください。款 4．衛生費、項 2．清掃費、目 1．塵芥処理費、節 18．負担金補助及び交付金で、事業名は広域ごみ処理事業です。

広域ごみ処理事業の負担金につきまして、1,158 万 3,000 円を増額補正するもので、その内容は、豊能郡環境施設組合負担金です。

廃棄物遮断型処分施設の設置に伴う生活環境の影響調査に係る費用を、能勢町及び本町で負担割合に応じて負担するものです。

なお、本予算につきましては、去る 5 月 8 日に開催されました、令和 6 年第 2 回豊能郡環境施設組合議会定例会において可決決定されたものです。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい。中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

はい。農林商工課、中谷です。

同じく補正予算書の13ページ、下半分になります。款6．農林水産業費、項1．農業費、目3．農業振興費でございますが、こちら歳出額には変更ございませんが、地域計画の策定に当たっての補助金の内示がございましたので、財源の内訳を振り替えるものです。

歳出は、以上となります。

○委員長（才協明美君）

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

次に歳入について御説明申し上げます。

9ページをござんください。款15．国庫支出金、項2．国庫補助金、目1．総務費国庫補助金の2．物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、定額減税し切れないと見込まれる方への給付に係る国庫補助金でございます。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

同じく補正予算書の9ページになります。目1．総務費国庫補助金の3．住民税非課税世帯等支援給付金事業費国庫補助金、4．住民税非課税世帯等支援給付金事務費国庫補助金、5．住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事業費国庫補助金、6．住民税均等割のみ課税世帯等支援給付金事務費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました令和6年度において新たに住民税非課税となる世帯、又は住民税均等割のみ課税となる世帯に対しまして

10万円の給付支援に係る国庫補助金でございます。

○委員長（才協明美君）

はい。中谷農林商工課長。

○農林商工課長（中谷康彦君）

農林商工課、中谷です。

同じく補正予算書9ページ下半分になります。款16．府支出金、項2．府補助金、目5．農林水産業費府補助金、こちら606万6,000円ですが、歳出のところで説明させていただきました地域計画策定に当たっての事業費に対しまして、府補助金が入る見込みとなったものです。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

それでは、10ページをござんください。

款19．繰入金、項1．基金繰入金、目1．財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整としまして、3,029万5,000円を増額するものでございます。

説明は、以上でございます。御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。
管野委員。

○委員（管野英美子君）

11ページの庁舎等管理事業です。

昨日の永谷議員の総括質疑の中で、金額がちょっと合わないの、もう一度契約金額とそれから入札差金の分と今回の契約金、もう一度お答えいただけますか。

○委員長（才協明美君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

まず予算額なんですけれども、840万

9,000 円が予算額でございます。それに対して、契約金額でございますけれども、807 万 7,300 円が契約金額でございます。変更後の契約金額になりますけれども、これが税込みで 867 万 6,800 円となっております。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

62 万 8,000 円と昨日おっしゃったんですけど、それは何の金額ですか。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

変更後の契約金額の増額分というのが、税込みですけれども 59 万 9,500 円になります。入札差金がございますので、その増額分と入札差金を比べますと、予算として不足額は 26 万 7,800 円ということで、今回千円切上げで、26 万 8,000 円を増額させていただいたということでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

では、この工事は最初からわからなかったんですか。キュービクル内部の高圧機器を調査したところで、わかったわけですか。最初から、わからなかったんですか。

○委員長（才協明美君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉でございます。

今回のこの予算、昨年 5 月の肉付け予算でお認めいただいたわけですが、それから町のほうで設計を組みました。昨年 12 月に入札を行いまして業者決定して、業者が決まってからですね、今年に入りましたから契約業者による精密といいますか、

細かい調査なんか大分入りますと、やはり設計からちょっと数か月経っておったこともありまして、ちょっと当初想定してなかった高圧機器が劣化している部分ございまして、具体的に言いますと低圧コンデンサという部分なんですけども、そこも取り替える必要があるということで今回上げさせていただいたところです。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

これいつも永谷議員がおっしゃってるんですけども、電気系統の職員を雇用したら、少しは緩和するんだと思うんですけども、その考えは、ないんですか、まだ。

○委員長（才協明美君）

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。総務部、入江です。電気技師というのは、工事がですね、定例的にたくさんうちのほう施設があって、電気工事の案件がすごく多いと、一人任用してもそれぐらいの業務量が出ると、そう見込まれるんでしたら、こちらですね、任用して常時業務量ありますのでということになるんですが、なかなか継続的にそういうような工事がございません。今回も、そういう修繕の工事の時に電気設備の要素がありますので、そういう形で確認をさせていただいて補正という形で今日お願いしておるんですが、そういう場合はやっぱり、業務委託という工事をした際に見ただいて、こういう形で判明するケースがどうしてもございます。

町村ぐらいの規模でこの電気技師、なかなかこれは市でもですね、職員として雇っているというのはなかなか聞いておりませんので、町村レベルでしたら特にですね、技士を例えば募ったとしてもなかなか雇用

は難しいという状況にありますので、本町としては、そういう人件費とかの件もございまして、業務委託なりあるいは工事の時に見ていただいて、見ていただいた上で、今回補正をお願いする、そういう形で対応していかざるを得ないのかなと、このように思っております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

ちょっともったいないと思うのは、西公民館とかシートスとか老朽化している公共施設で、永谷議員も何回もおっしゃってるし私も感じてたんでね。

これから公共施設再編で新しくなったらしばらくはそういう工事もなくなるかもしれませんが、ちょっと考えていただきたいと思います。これは要望なんですけども。

もう1点、質問させていただきます。

先ほど、定額減税補足給付金給付事業と12番の給付事業両方なんですけども、国の交付金で措置されるという答弁ございましたけれども、それでも一般財源199万円入っているんですけども、これは何に該当する金額ですか。

○委員長（才協明美君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい、総務課の田中です。

この給付金に関する事業なんですけども、給付金に当たる部分につきましては、補助金としては100%交付のほうされるんですけども、いわゆる事務費の部分に当たっております。この190万円何がしかの部分はですね、当たっております。事務費に関しましては、一世帯2,500円ということで上限のほうが決めてられておまして、今回の対象が400世帯というところを見込ん

でおります。なので事務費の上限額は2,500円掛ける400世帯ということで上限100万円ということでございまして、歳出の部分が299万円ということですので199万円が単費というところに出ております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

もう一般財源が減っていくっていうのをすごく嫌やなと思うんですね。財政難で言っても、こういう事務費も持っていけないんですか。コロナのときは持っていたいたんじゃないんですか。

○委員長（才協明美君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい、総務課の田中です。

令和4年度までの給付金につきましては、事務費につきましても100%見ていただいていたようなんですけども、令和5年度からこの上限額2,500円というところが決められましたので、その範囲内での交付ということになっておるようでございます。

○委員長（才協明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

全員協議会の際にもちょっと聞かせていただいたんですけども、定額減税ですね、ちょっとこの国が出してる資料とか、総務省が出してる資料とか、私も見まして、住民さんのほうから説明してほしいと言われて、自分なりに勉強してちょっとね、説明をさせていただいたんですけども、一番ちょっとやっぱわかりにくいのは、この減税がし切れずに給付するというね、先ほどね、給付金の話されてましたけども、その部分が非常にちょっとわかりにくい部分かなと。

この間少し説明はいただいていたんやけども、要は結論としたらサラリーマンの方は毎月毎月源泉徴収というかね、所得税払ってますけども、その所得税からいわゆる減税できる分を引いていくという、結局その余った分を、情報というのを豊能町として把握するんじゃないくて、豊能町は別な形でこのAさんという方の所得税のいわゆる余りが何ぼやっていうのを、こちらで把握をするというそんな形の話だったと思うんで、それでよろしいんですかね。

○委員長（才協明美君）

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

全員協議会で使いました資料を見ながら、ではちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

70歳モデルで説明させていただきます。

○委員長（才協明美君）

ちょっと待ってください。5月31日の分ですね。

よろしいですか。

緑色のですか。

○税務課長（清水義和君）

緑色ではなくって、モデルケース2年金特徴（70代夫婦の場合）というので説明させていただきます。

では、着座にて説明させていただきます。

まず委員がおっしゃられたように、所得税は令和6年分ですので、この令和6年1月1日から12月31日までの得られる所得から減税はするんですけれども、住民税については令和5年の1月1日から12月31日までの所得で翌年住民税かかってきますので、それで減税するんですけれども、このモデルケース2のまず住民税所得割これから見ていただきたいと思います。

ちょっと再度の説明になりますけれども、

住民税につきましては、令和5年の12月31日現在の納税者、配偶者ですとか扶養家族の人数で定額減税可能額を算出します。

このモデルですと、納税者、配偶者の二人家族ですので1万円掛ける2で2万円。住民税額が1万2,000円ですので、2万円から1万2,000円引いた8,000円が引き切れない、減税し切れない額という形になります。

次所得税のほうなんですけれども、先ほどの所得税のベースは令和6年中と申しましたけれども、ここの定額減税可能額というのは、住民税と同じ令和5年12月31日現在の扶養状況で仮に出します。

ですので、実際令和6年中は扶養が1人増えて3人かもしれませんけれども、令和5年12月31日現在ですので、この表どおり3万円掛ける2の6万円という形になります。

その下の所得税額4,800円といいますのは、実際確定申告されたり年末調整された方いらっしゃると思いますけれども、現実的な所得税額ではなくって、住民税から国が提供します算定ツールを用いて逆算した推計所得税額を使いまして、それが4,800円としましたら、定額減税可能額6万円から推計所得税額4,800円を引きまして、5万5,200円。5万5,200円と先ほどの8,000円ですね、足して6万3,200円になりますので、1万円に切り上げた7万円を調整給付として、一旦支給する形になります。

実際に来年になりまして、年末調整なり確定申告されましたら、この所得税の定額減税可能額の人数を、現実の人数に引き直します。実際の推計所得税額を実際の所得税額に、これも引き直します。それで、実際にこの仮推計所得税の分を出したものが、実際の分よりも上回った場合は、返金を求めるわけではなくって、そのまま返金な

しで、もうそれで決定になるんですけども、もし、足らなかった場合は翌年度に不足額給付という形で給付する形になります。そういった仕組みになっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

わかったようなわからんような、結局非常に複雑やなど。この複雑な部分は、住民さんには別に複雑じゃないけども、結局これ処理するのはやっぱりこういう行政の職員さんになるんかと思えますけども、その辺り結構ややこしいけどもその辺大丈夫なんかなと思って。私ちょっと先々のことなんか心配してるような部分なんやけど、その辺大丈夫かなあと思ってね。失礼かな。ごめんなさい。

○委員長（才協明美君）

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

税務課、清水です。

くしくも3月の総務建設常任委員会でも同じような御質問をいただきまして、そのときは大丈夫と答えましたが、その後大変な事務量になりまして、質問を受けましたら頑張りますとしか言えないんですけども、はい。そこは苦しくなりましたら総務部長と相談しながらしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

ややこしい定額減税の給付の話を今お伺いしましたけども、その上のね、人件費事業で、非常勤の方の報酬とか時間外とかいうふうなのが計上されてるんですけども、これは何か定額減税関係と関係あるのか、

それとも全然別個のものなのか、その辺りちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

この人件費事業につきましては、一個下の11番の事業に係る分です。会計年度任用職員さんを2名程度、週2日程度。これ11月ぐらいまで事務が一定続くと想定した上での予算措置となっております。

時間外勤務手当につきましては、週2時間程度の二人分。これも11月ぐらいまで一定続くと想定した上での積算となっております。実際続くかどうか別として、それぐらいの幅を持たして積算しております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

結局この人件費は、今おっしゃってたようにこの定額減税の給付の作業に当たる方お二人分というふうなね、説明ございましたけども、実際週2回来ていただくお二人については、実際はどんな作業的なことになるんですか。ややこしい部分の作業になるんですか。

○委員長（才協明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

流れとしましては、該当者の方には、支給確認書というのを郵送させていただいて、それに口座や本人確認書類などを付けて返していただきます。

そのあと、給付ですね、振り込み作業という形になるんですけども、まずはその印刷ですとか封入ですとか、発送ですとか、来ましたらその整理、入力作業ですとか、

基本的なことは全てしていただいて、こちらのほうでチェックをして、実際給付するというような流れになろうかと思います。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

秋元です。

お話聞いているだけで本当に大きな負担だなと。業務に追われている様子がもう本当にわかるんですけども、よくこういつたこれまでの中で、よくコンピュータかな、何か変えてよくやっていますが、これって全部手作業で1件1件洗い出してくんですか。この家は何件こうなってって、コンピュータでバーっと行くんですか。

まずそれは余談みたい質問なんですけども、となった場合に、この業務委託料76万8,000円と下の284万円か、どのようなことを業務委託するのかお尋ねしたいということが1点。

それともう1点、先ほど管野委員の質問で、一般財源の199万円、一世帯2,500円の事務手数料、事務費とおっしゃったかな。ちょっとこれ事務費にしては、ちょっと高過ぎるんでちょっとその中身的なものを2点お尋ねします。

○委員長（才協明美君）

清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

はい。税務課、清水です。

作業としましては、定額減税補足給付金給付事業の業務委託につきましては、これはインプットデータという、先ほど推計所得税を算出、そこに入れるための住民税の基幹システムからデータを抽出する業務委託料になります。

そのインプットデータを国の算定ツール

っていうのに入れますと、推計所得税を出して、さらに調整給付額も算定できるというそういったシステムがありますので、そこを通すと該当者ですとか、住民税の不足額、所得税の不足額、1万円に切上げた推計所得税までを算出まではしてもらえます。

次、その事務費なんですけれども、実は定額減税のほうは一件当たり3,000円になります。定額減税については、納税義務者数掛ける3,000円で事務費が交付される形になっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい、総務課の田中です。

低所得者支援のほうにつきましてなんですけども、まずこの業務委託につきまして、先ほど定額減税のところでもありましたけども、システムの抽出にかかる業務になっております。今回その対象条件に沿ったデータをまず対象を絞り込むに当たりまして、データを抽出するということでございます。基準日というのが設けられるんですけども、いついつ現在でという基準日があるんですけども、そこにおいてその住民登録されている世帯からですね、世帯全員が令和6年度分の住民税所得割が課せられていない世帯というのを抽出しまして、昨年度給付いたしました7万円給付対応時の対象世帯を除外するような、そういう抽出の仕方がなんですけども、そういったことを行うシステム業務委託料ということになっております。

事務費につきましては、一世帯2,500円ということなんですけども、これは国のほうが定めております事務費、豊能町からしたらもらえる上限額ということになっておりまして、例えばその給付に当たってどん

な事務があるんだということなんですけども、例えば発送するための郵送料であったりとか、あとは諸々事務用品ですとか、あと振込みする際の手数料であったりとかそういういった事務費がかかって、この委託ももちろんそうなんですけど、そういったものがかかってきますので、それらに対する経費としまして、補助のほうが一世帯当たり2,500円という上限の中で交付されるというものでございます。

○委員長（才協明美君）

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

システム今までちょっとあれしてたけど、ある程度のところまで出してくれるっていうので、大変な仕事だと思いますけど、そのことはわかりました。

事務費というのは、199万円あるけど、これは各11だの12だのここにある程度分散して入ってるっていう状況ですよね。今の説明をお伺いすると、

○委員長（才協明美君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

こちらの事務費につきましては、12番の低所得者支援のほうの部分になります。

○委員長（才協明美君）

はい、清水税務課長。

○税務課長（清水義和君）

税務課、清水です。

定額減税のほうも、12番と同じく3,000円掛ける納税者の上限額の中で、こういった形で振り分けております。

以上です。

申し訳ありません。プラス定額減税補足給付金は、それプラス実際の給付見込額を足しております。

○委員長（才協明美君）

はい。秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ちょっとあれなんだけど、次の質問入ります。

12ページの9の電子計算費のどこなんですけども、先ほどの説明では、国のクラウドに移行というふうな説明だったと思うんですけども、これつい最近の新聞のほうで何か全国自治体、国の何か同じようなシステム使うような記事が載ってたんですけども、その関係ですか。

御説明をお願いします。

○委員長（才協明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

今回の補正予算の中身なんですけども、何をするためのものかというところなんですけども、令和7年度末を期限といたしまして国のほうがですね、システムの標準化というところで、今進めておるんですけども、その標準化システムというのを使用するためには、国が決めました利用環境、ガバメントクラウドと言うてんですけど、クラウドの環境に接続する必要がございまして、庁内のネットワークから、国が決めた利用環境、クラウドサービスへ接続するために必要な費用を補正予算として上げさせていただいているというものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ということは、今回で新聞の記事にあるような一本化、一元化なんて表現していいかわからないけど、それは完了するって意味でよろしいですか。

それともほかのこれからどこの部分どこの部分という形でこういった形で予算が上

がってくるのかだけお尋ねします。

○委員長（才協明美君）

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

接続につきましては、令和7年度ということでございますので、令和7年度までは、接続でありますとかそういう準備にかかる費用というのがかかってくるというところを想定しております。

○委員長（才協明美君）

ちょっと私からよろしいですか。

業務委託料の件なんですけど、この前も委員会でも一般質問でもちょっと話しさせてもらったんですけど、国の交付金のシステム改修とかだったら致し方ないと前も言いましたけど、この業務委託料の中身ですよ。これをちょっと、詳細に聞きたいなと思ひまして、予算書を見ましたら委託料、委託料、委託料で一体どこの会社が、例えば富士通とかありますよね、そこに大体幾らぐらい払ってるのかということをやちょっと知りたいなと思うんですけど。どうでしょうか。

システム改修だけではないと思うんですよ、ほかの公園とかいろいろ環境とかいろいろあると思うんですけど、漠然に業務委託料とボンと言われて、それで納得、今までちょっとしてたんですけどちょっと、納得がいかないなと思ひまして、その中の詳細を知りたいなと思うんですけど、ちょっとわかりますか。

はい。田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

特にというところなんですけど、12ページの住民情報化推進事業1,600万円という額的に見ますと委託料として高いというような印象を持たれるのかなというふうに思

っております。この1,600万円の中身なんですけども、今回標準化法によって全国の自治体、大きい自治体も小さい自治体も全てなんですけども、その標準化システムを使うというのが決まりましたと。それを令和7年度末までに、全ての自治体が接続しないといけないというところは法的に決まっております。これを今進めておるわけなんですけども、今回利用環境に接続するときに、国のほうがこういう仕様で接続してくださいねというところで、国が示してるんですけども、それが非常にセキュリティレベルが高いというところで、簡単に言いますと一つの部屋に入るのにも三重の扉を開けるような感じですね、三重ロックというような感じで、そういう接続環境の構築が求められておりまして、非常に工数といいますか、そういったものがかかってくるというふうには聞いております。

直接そういう利用環境につなぐことができないので、セキュリティレベルが高いものになっておるというところで構築費用がかさむということです。

今回庁内のネットワークからつなぐんですけども、そういったセキュリティのソフト、ライセンスであったりとか、あとハードの機械も、ファイアウォールとかですね、スイッチ類とか、そういったものをそろそろ含めましてこの1,600万円という金額になっているというところでございます。

○委員長（才協明美君）

この1,600万円は、これは国の補助金でしょ。

（発言する者あり）

○委員長（才協明美君）

失礼しました。

国に合わせてする分は、国の負担金やってちょっと思い込んでしまってたんですけど、そうじゃないっていうこともあるんで

すよね。

はい。失礼しました。

ちょっとまたこれから業務委託料について、いろいろ思うことがあるんです。

税務課でも、朝の早くから夜遅くまで頑張ってもらっているのはもう重々と理解しております。そしてマンパワー不足、それも重々とわかっております。

けど、この財政状態で、ちょっと節約できるところは節約できないかなと思って言わしてもらっているんですけど。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(才協明美君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(才協明美君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(才協明美君)

挙手全員であります。

よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了いたしました。

続きまして、その他について委員間討議を行う事項は何かございませんか。

はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

前回の委員会でも申し上げましたように、委員会視察を行いたいと思いますので、この後議員だけでお話をしたいなと思うんですがいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(才協明美君)

はい、ではこの後視察のことについて、協議したいと思います。

以上で、本委員会を閉会いたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(才協明美君)

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日提案させていただきました議案、真摯にですね、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

いただきました御意見等々につきましてですね、執行に当たりましてしっかりとですね、留意させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

○委員長(才協明美君)

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

皆様どうもお疲れさまでございました。

午前10時34分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長